

[災害に備える仕組みづくり]

第5節 職員の配備体制

実施担当	関係機関
総務部 教育委員会 医療局 水道事業所 消防本部	宮城県 防災関係機関

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

市内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、市及び防災関係機関は、その機能のすべてを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。このため、市及び防災関係機関は、平常時から組織毎の配備・動員計画を定める。また、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定める。

第2 庁内における防災対策推進体制の充実・強化

1 防災担当部局の強化

本防災計画に定める予防、応急、復旧・復興の各計画を推進し、より実効性のあるものとするため、総務部に危機管理監を配置し、防災体制を強化する。

2 各部局間の連携体制の整備

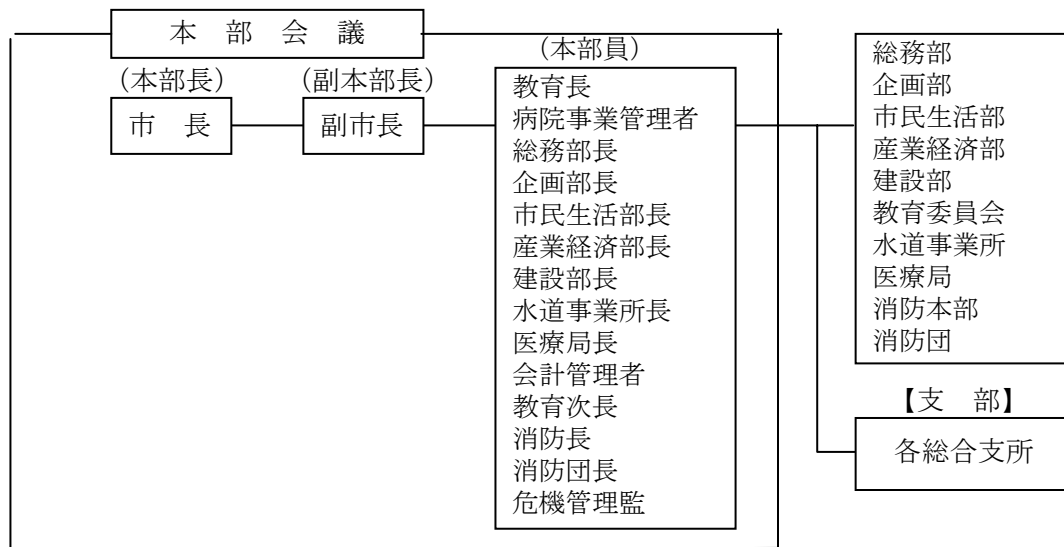
本防災計画に定める予防、応急、復旧・復興の各計画を推進し、より実効性あるものとするため、各部局及び総合支所間の連携体制を整備する。また、密接な情報交換と研修・訓練の実施等により、災害時における各部局及び総合支所の円滑な連携体制の強化に努める。

第3 災害対策本部

1 災害対策本部の組織

登米市災害対策本部の組織は、「登米市災害対策本部条例」及び「登米市災害対策本部要綱」に基づき設置し、運営する。

図 登米市災害対策本部の組織概要



## 2 指揮命令系統

市長が不在等により災害対策本部長として指揮を執れない場合、副市長、教育長の順に指揮を執る。

## 3 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部は、市内において大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、市長が必要と認めたときに設置し、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策が概ね完了したと市長が認めたときに廃止する。

そのために、平常時から市長が必要と認めた場合における指示系統をあらかじめ周知する。

なお、設置及び廃止した場合は、その旨を直ちに公表するとともに、設置に際しては、市本部の標示板等を市災害対策本部前に掲示する。

## 4 本部の運営

次の組織を運営するにあたって、平常時から各組織の構成メンバー、設置する際の連絡系統等について、あらかじめ周知する。

### (1) 本部会議

本部長は、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害に関する情報を分析し、災害応急対策に関する重要事項について協議決定する。

### (2) 部等

部等は、市における災害対策活動組織として、本部会議の決定した方針に基づき、災害対策業務を行う。

### (3) 支部

災害対策の効果的な実施を図るため、災害対策活動組織として旧町域毎に支部を置き、災害対策業務を行う。

### (4) 現地災害対策本部

本部長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるときは、災害地域を所管する支部、又は当該災害現場に現地災害対策本部を設置し、現地において災害対策本部の事務の一部を行う。

### (5) 宮城県現地災害対策本部との連携

市災害対策本部は、県が現地災害対策本部を設置したときは、当該現地災害対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策に努める。

## 5 警戒配備の態勢

災害対策本部設置の前における風水害等に対する警戒配備態勢は、次のとおりとする。

### (1) 警戒配備（0号配備）

部（局）長（総務部にあつては危機管理監）又は総合支所長が風水害等に対する警戒が必要であると認めた場合、警戒配備態勢をとり、情報収集及びその通報にあたる。

## (2) 特別警戒配備（1号配備）：警戒本部・支部

危機管理監が風水害等に対する警戒態勢を強化する必要があると認めた場合、警戒本部及び警戒支部を設置し、災害応急対策を実施する。

## (3) 特別警戒配備（2号配備）：特別警戒本部・支部

副市長が風水害等に対する警戒態勢をより一層強化する必要があると認めた場合、特別警戒本部及び特別警戒支部を設置し、災害応急対策を実施する。

## 6 水防本部

水防本部は、水防法第25条の規定に基づき登米市長が定める水防計画により、洪水による被害を警戒し、防ぎよするため設置し、水防応急対策を実施する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

## 7 職員の配備・動員体制

市職員の配備・動員体制は、登米市災害対策本部要綱及び登米市災害対策警戒配備要領の定めるところによる。

また、平成17年9月の台風14号による全国的な風水害、平成16年7月の福井県、新潟県及び福島県の集中豪雨災害等における災害対応等の教訓を踏まえ、48時間対応などの体制整備を図る。

## (1) 伝達体制

非常時における職員配備・動員の伝達系統及び伝達手段について、各部局・総合支所にあらかじめ周知しておく。特に、夜間、休日等勤務時間外に災害が発生した場合における迅速な配備体制を確立するため、各部局・総合支所毎に職員への連絡体制を整える。

## (2) 伝達手段

勤務時間中における職員配備・動員の伝達については、庁内放送及び庁内電話により行う。庁内放送及び庁内電話が使用不能となった場合は、災害時優先携帯電話により、各部局長及び総合支所長に伝達する。

夜間、休日等勤務時間外における市長等幹部職員及び防災課職員への伝達は、災害時優先携帯電話により行う。各部局及び総合支所においては、それぞれの時間外伝達系統図に従い、電話連絡する。

## 8 防災関係機関の配備体制

防災関係機関は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、必要な職員を動員して、市、県、他の防災関係機関と相互に協力し、総合的な防災対策を推進するため、災害応急対策を速やかに実施できる体制整備を行う。

また、病院、不特定多数の人が利用する集客施設、教育施設等の施設管理者は、大規模災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。

## 第6節 情報通信網の整備

実施担当	関係機関
総務部 企画部	宮城県 防災関係機関 放送各社

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

大規模な災害時には、NTT 回線等通信回線の不通あるいは輻輳といった事態が予想されるため、市及び防災関係機関は、情報収集、伝達手段の複数化を積極的に進めるとともに、無線、有線及びその他の通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図る。

また、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めるなど、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため、万全を期す。

### 第2 宮城県における災害通信網の整備

県においては、以下のような災害通信網を整備しており、市は、県と協力して、災害時に県及び防災関係機関等との迅速な情報収集、連絡が行えるよう、通信体制の整備を行う。

#### 1 県防災無線

災害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、県は、市町村、他都道府県、国その他防災関係機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達の多ルート化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備及び明確化など有事即応体制の確立に努める。

国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

- (1) 災害時における緊急情報連絡の高度化及び多様化に対応するため、地域衛星通信ネットワークの衛星系地球局を県庁、合同庁舎、市町村、消防本部、その他重要な防災関係機関等に設置し、併せて関連する地上系防災無線の充実・強化を図り運用する。
- (2) 災害に強い伝送路を構築するため、地域衛星通信ネットワーク系の整備、地上系防災無線主要幹線の伝送路の多ルート化及び主要装置の二重化を行い、相互の連携により運用する。また、県機関と市町村、消防本部間の地上系回線においても、災害時通信のふくそう等を回避するため、MCA 方式により運用する。

さらに、国、県、市町村等の相互接続等により、ネットワーク間の連携の確保を図る。

- (3) 衛星系通信網の導入においては、高性能な第2世代ネットワーク設備を早期に整備するものとし、併せて関連する地上系・有線系の充実・強化を図る。

また、高性能な緊急情報連絡用の臨時回線の設定が可能な衛星系の可搬局を整備し、運用している。

※ 地上衛星通信ネットワークイメージ図 (資料編 資料 14-1)

## 2 県総合防災情報システム

県は、「宮城県総合防災情報システム（通称：MIDORI）」を運用し、地震、津波、風水害等の自然災害における情報を的確に収集すると同時に、市町村、消防本部等に対して迅速な情報の収集・伝達を行い、被害の拡大防止を図る。

今後、さらにシステムの機能拡充により、急速に発展する情報ネットワークや技術革新に対応する。

※ 宮城県総合防災情報システム概要図（MIDORI）（資料編 資料 14-2）

## 3 ヘリコプターテレビ画像伝送システムの整備

被災現場の状況等を県警及び仙台市消防からのヘリコプターテレビシステム等により収集して、迅速かつ的確に災害対策本部等の中枢機関に電送する画像伝送システムを整備し運用する。

# 第3 登米市における災害通信網の整備

## 1 防災行政無線の整備拡充

市は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、既に設置している防災行政無線、消防無線、水道無線等の保守点検に万全を期すとともに、整備拡充に努める。特に防災行政無線については、全市一体的な情報提供、情報の共有化のために統合操作卓の設置、さらには、周波数の統一及びデジタル化を推進し、併せて移動系無線の整備・増強を図る。

また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進するとともに、停電時を想定した実践的な訓練を実施し、防災体制の強化を図る。

## 2 災害時優先電話の活用

災害時における通信を確保するため、市各部局、総合支所、公民館、小・中学校等公共施設に設置している固定電話を災害時優先電話として登録するとともに、職員に周知徹底し、有効活用を図る。

## 3 職員の訓練

常日頃から災害時における通信の確保及び運用に万全を期すため、職員に対し通信の途絶やふくそう時等を想定した通信統制、重要通信の確保など、非常通信確保・運用に関する訓練を実施する。

## 4 インターネットの活用

### (1) 住民への情報提供

近年のインターネットの急速な普及状況を踏まえ、災害時における住民等への関係情報を迅速、的確に行うシステムの整備を推進する。

### (2) 広域的な情報提供及び通信体制の整備

大規模災害時における被害情報を市外に広く伝えるため、インターネットのホームページを活用する体制を整備するとともに、Eメール（インターネットの電子メール）を活用した他市町村等との通信連絡体制を整備する。

#### 5 地域住民に対する通信手段の整備

災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、コミュニティ FM 等のメディアの活用、アマチュア無線などの情報ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

#### 6 職員参集等防災情報システムの整備

災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した総合防災情報システム等を利用し、職員が緊急に参集できるシステムの構築を検討するとともに、初動時における情報収集連絡体制の確立に努める。

当面は、災害対策本部員及び各部局・総合支所の防災担当職員に、携帯電話を携帯させ、緊急時における情報連絡や職員の動員等、迅速な初動体制の確保に努める。

#### 7 非常時における情報対策マニュアルの作成

情報が集まらない場合若しくは少ない場合にも、限られた情報・材料を基にして、迅速な状況判断と初動措置を講じることができるよう職員の育成を図る。また、併せて職員参集等防災情報システムを機能させるために必要な情報対策マニュアルを作成する。

### 第4 災害時における広報体制の整備

#### 1 市民への的確な情報伝達体制の整備

- ① 市及びライフライン関係機関等は、災害発生後の経過に応じて、市民に提供すべき情報についてあらかじめ整理しておく。
- ② 市及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、体制及び施設設備を整備する。
- ③ 広報を行うにあたっては、災害時要援護者、観光客、外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施する。

#### 2 災害用伝言ダイヤル等の活用

災害発生直後の電話のふくそうを防止するため、市民に対し、非常時における注意事項として、「防災機関への通報で、極めて緊急を要する場合を除き、電話利用は極力控える」よう啓発に努める。

また、災害時に、被災地への通信がふくそうした場合においても、被災地内の家族、親類、知人などの安否等を確認できる各携帯電話会社の「災害伝言ダイヤルサービス」や「災害伝言板サービス」などを利用するよう、市民に周知・徹底を図る。

## 第7節 防災拠点等の整備

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 建設部 教育委員会 消防本部	宮城県 防災関係機関

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

防災対策を推進する上で重要となる避難地、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、整備・拡充を図るとともに、防災拠点施設等の浸水防止機能確保に努める。

また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図る。

### 第2 防災拠点の整備

- 1 市は、災害対策本部となる登米市役所庁舎の老朽化が進んでいることから、改築を進めるとともに、災害対策本部機能の代替性の確保に努める。基本的に代替施設は消防防災センターとする。

また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察、消防、自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。

- 2 災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、総合支所を中心に学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備充実に努める。

また、「道の駅」については、災害時の備蓄基地、車両基地として機能するよう関係機関等と協議し、整備を図る。

- 3 市役所庁舎、各総合支所等の防災拠点施設において、電気・水道等のライフラインが停止した場合にも、パソコン、ファクシミリ、コピー等の事務用機器が使用可能な能力を有する自家発電設備の整備、水・燃料の備蓄、その他防災拠点機能を果たすために必要なバックアップ設備の整備、強化を進める。

- 4 救援・救護活動の拠点となる市役所庁舎及び各総合支所若しくは避難所等となる小・中学校は、災害時における救援・救護対策活動の各地域における拠点となることが要求されるため、今後その機能を果たすために必要な設備等の整備を進める。

(1) 防災倉庫の設置及び応急対策用資機材（ろ過機、発電機等）の整備

(2) 拠点施設として必要な物資の備蓄

## 5 広域的な救援物資の集配拠点施設の指定・整備

市外からの広域的な救援物資の受入れ・保管・仕分・配送を円滑に行うため、各施設管理者の協力を得て、大規模災害時における広域的救援物資集配拠点施設を指定し、併せて必要な環境整備を行う。

## 第3 防災用資機材等の整備

### 1 市が整備する資機材

#### (1) 防災用資機材

応急活動用資機材について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。

#### (2) 水防用資機材

災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実を図る。

#### (3) 防災特殊車両等

災害対策に必要な特殊車両の整備充実を図る。

#### (4) 化学消火薬剤等

化学消火薬剤等を備蓄する。

なお、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、あらかじめ連携体制の整備に努める。

### 2 防災関係機関

迅速かつ的確な災害応急対策の実施にあたり必要となる防災用資機材の整備充実を図る。

## 第4 防災ヘリポートの整備

### 1 臨時ヘリポート

重傷者の後方医療機関への搬送、輸血用血液・医療用資材その他救援物資の緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを、防災上拠点となる施設若しくはその周辺地に確保するとともに、その整備に努める。

併せて、これらの場所が災害時に有効に利用できるよう、関係機関及び住民に対し、周知徹底を図るなど所要の措置を講じる。

### 2 警察その他関係機関との連携

臨時ヘリポートに指定される場所が災害時において、その機能を果たし、有効に活用できるよう、周辺地域の住民に理解協力を求めるとともに、関係各部・総合支所及び警察その他関係機関と連携し、必要な措置を講じる。

## 第8節 相互応援体制の整備

実施担当	関係機関
総務部 消防本部 水道事業所	東北地方整備局 宮城県 東北管区警察局 防災関係機関 登米市管工事業協同組合

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、登米市だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ確かな防災対策を実施するにあたって、被災していない地域の市町村及び防災関係機関等の協力が必要となる。このため、市は他の地方公共団体間との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

### 第2 他市町村等との応援協定

#### 1 近隣市町との連携強化

市は、近隣市町との連携を強化し災害時の適切な相互協力が図れるよう努める。特に、河川の総合的治水対策の推進、災害時における通勤・通学者の「安否情報」の交換、行政境界地域における「災害時広報」や「避難場所」の相互提供、物資・人員等の相互応援などについて、定期的に情報交換及び訓練を実施するとともに、必要なマニュアルの整備等を進める。

#### 2 相互応援協定の締結等

各市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、市長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備し、相互応援協定を締結する場合、次の事項に留意し、実践的な内容にする。

##### (1) 連絡体制の確保

- ア 災害時における連絡担当部局の選定
- イ 夜間における連絡体制の確保

##### (2) 円滑な応援要請

- ア 主な応援要請事項の選定
- イ 被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達

#### 3 広域市町村間の相互応援協定

市は、災害時における「宮城県市町村相互応援協定」に基づき、平常時から連携強化を図り、相互応援体制の確立に努める。なお、災害発生のリスクの分散を図る観点から、県外市町村との相互応援協定についても締結するよう努める。

#### 4 訓練及び情報交換の実施

市は、相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の具体の応援等に係る情報交換を行う。

#### 5 関係機関・自衛隊・他自治体等への応援要請及び受入れ体制の整備

市は、大規模災害発生時に備えて、担当者不在の場合や情報が不足する場合など、さまざまな場合を想定し、それぞれのケース毎の応援要請手順及び応援要請後において応援部隊が効率的に活動できるような受入れ手順、他市町村への応援派遣を行う場合の実施手順などに関して、「マニュアル」の整備を行う。また、その他要請・受入れに関する環境整備を進めるとともに、職員への周知徹底を図る。

### 第3 民間団体・事業者等との応援協定等

#### 1 民間団体・事業者等との災害時協力体制の強化

市は、災害時の人員、応急資機材、救援物資、緊急輸送等における協力活動を迅速かつ効率的に行えるよう、現在協定を締結している民間団体、事業者等と災害時における応援協力マニュアルの策定を行うなど、協力体制の強化を図る。

#### 2 民間団体・事業者等との応援協定先の拡充

市は、災害時における緊急を要する広報活動、道路交通困難時の情報収集活動、傷病者・人員・資機材・物資等の輸送活動、その他、市及び防災関係機関が行う救援・救護活動や復旧活動を、迅速かつ効率的に行えるよう、関係団体・事業者等との応援協定締結先の拡充を図る。

#### 3 ライフライン災害時の連携

市は、災害が発生した場合における、施設被害の最小化、二次災害発生の防止、効率的な復旧の実施等を図るため、電気、電話及び水道の各施設所管機関の実務担当者間においては、平常時から情報交換を密にし、連携体制を確立する。

## 第9節 緊急輸送体制の整備

実施担当	関係機関
総務部 建設部	東北地方整備局 宮城県 佐沼警察署 登米警察署 (社) 宮城県トラック協会 (登米・本吉支部) 東日本旅客鉄道(株) 仙台支社

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

大規模な災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となることから、市はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

### 第2 緊急輸送道路の確保

#### 1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定

道路管理者は、関係機関と協議し災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路(「緊急輸送道路」という、以下同じ)を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策の計画を定め整備を図る。

#### 2 緊急輸送道路の整備

道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等を締結する。

また、広域農道等の管理者は、緊急輸送道路として確保できるよう管理し、整備に努める。

#### 3 警察その他関係機関との連携

災害時における緊急輸送環境を整備するため、臨時交通規制用資機材の整備・調達協力、う回路設定計画等について、市は警察、その他関係機関と協議し、その連携体制を確立する。

### 第3 緊急輸送体制の整備

#### 1 緊急通行車両等の事前届出

警察署が大規模災害時における緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握し、災害発生時における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図れるよう、市は、市有車両、調達車両及び業務の委託並びに協定等に伴い、必要となる車両について、佐沼警察署及び登米警察署に対し、事前届出を行う。

## 2 緊急輸送手段の確保

市は、緊急輸送に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備するとともに、必要に応じて（社）宮城県トラック協会登米・本吉支部等と協定を締結する。

## 3 緊急通行車両等事前届出済証

市が所有する車両（消防車両を除く）のうち災害時に必要な車両は、県公安委員会に対し、災害応急対策用として事前に「緊急通行車両等事前届出済証」の交付を受けておくとともに、防災関係機関や民間事業所が所有する車両で緊急対策用として必要になるものについても事前交付の促進を図る。

## 第4 鉄道輸送路の確保

市は、災害時における人員及び物資の緊急輸送手段を確保するため、鉄道事業者との連携を強化する。

## 第10節 医療救護体制の整備

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 医療局 消防本部	宮城県 日本赤十字社宮城県支部（登米市地区） （社）登米市医師会

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

大規模な災害時には、同時に多数のけが人が出ることが予想され、また、交通機関、通信網の混乱等により迅速な医療救護活動ができなくなる恐れがある。

このため、市及び医療関係機関等は、災害発生時の対応について医薬品等の備蓄も含めて検討、整備する。

### 第2 医療救護体制

#### 1 市立病院等の連携体制の確立

市内には、4つの市立病院と3つの診療所があり、この内、佐沼病院については県から災害拠点病院として指定されている。災害時における医療救護活動は、この佐沼病院を中心に各市立病院・診療所及び個人病院の協力のもと、連携を図って対応する体制を整備する。

また、ライフライン寸断時にも診療能力を維持するための電気、水を確保できるよう、自家発電装置、井戸・受水槽等の整備を促進する。

#### 2 広域的な連携体制の確立

大規模な災害時には、市内の医療機関だけでは対応することが困難な状況となると考えられることから、赤十字病院を初めとした県の医療救護班の派遣要請及びDMA Tの派遣要請など広域的な連携体制を確立する。

#### 3 登米市医師会等との連携

災害発生直後の医療救護活動の担い手となる登米市医師会との連携を強化し、災害時の協定の締結、災害時マニュアルの作成、マニュアルに基づく訓練の実施、トリアージ技術等の研修の実施などを進め、災害時の迅速かつ適切な医療救護体制の確立を図る。

#### 4 救護所における人員確保

市は、災害発生直後の医療救護活動の拠点となる施設（救護所）の確保を図るとともに、各救護所において迅速かつ適切な医療救護を行うため、次の人員を基準として確保を図る。

医 師	看護師	事務・連絡員
1名	2名	1～2名

## 5 「こころ」の救急医療体制

市は、県、登米市医師会と連携・協力して、精神科救急医療体制の確立を図る。

## 6 災害時の搬送システムの整備

市は、消防本部及び関係機関等との協力により、災害時における傷病者、救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・的確な搬送を行うため、救急車両はもとより、県防災ヘリコプター、民間所有ヘリコプター等を利用した搬送手段の確保及び重傷度、緊急度に対応した適切な救急搬送体制の整備を図る。

## 7 災害対策用備蓄医薬品の配備

市は、各防災倉庫に災害用医薬品セット（救急箱）の配備を進める。なお、配備にあたっての内容品等については、登米市医師会等の協力を得て医療分野の進歩等に適応していくよう努める。

## 8 県指定医薬品販売業者等との協力体制

市は、災害時における救急医薬品及び医療資機材等の調達を適切に行うため、市内の医薬品販売業者等との協力体制を整備する。

## 第11節 避難収容対策

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 建設部 教育委員会	宮城県 防災関係機関 佐沼警察署 登米警察署

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

大規模な災害発生時には、火災等二次災害により避難者が多数発生すると考えられることから、緊急に避難する場所としての避難場所、そして、ある程度の設備が整っている公民館等の二次避難所について、市は、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、避難計画等を定めておく。

また、避難先へ向かう避難経路等についても、選定、確保しておくとともに、避難場所等に表示板を設置する。

### 第2 避難誘導體制

市長は、地域住民及び滞在者等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、指定避難場所等を指定し、誘導する。避難誘導は、佐沼警察署及び登米警察署の協力を得て、市職員、消防団員が自主防災組織と連携を図って行い、更に地域住民の協力を得て避難活動を行う。

また、これらの関係機関と協議し、災害時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。

### 第3 避難場所の確保

市は、災害から住民が一時避難するための場所について公園、広場、学校などの公共施設を対象として、あらかじめ定めておく。

また、学校等教育施設を避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。さらに、地域の状況により必要な場合は、民間施設について避難場所としての提供を要請する。

避難場所として指定する場合、高齢者、幼児、障害者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう行政区別に指定するものとし、次の条件に留意する。

- 1 火災による輻射熱等による被害の危険性のない場所であること。
- 2 洪水による浸水等の被害の恐れのない場所であること。
- 3 がけ崩れ等土砂災害の恐れのない場所であること。
- 4 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。
- 5 対象とする地区の住民を収容する広さを確保すること。
- 6 危険物施設等が近くにないこと。

なお、必要に応じて、広域避難場所についても事前に検討する。

広域避難場所の収容人口は、広域避難場所の形状、避難滞在時間、避難時の行動などの利用形態等を勘案して、安全な面積に対し1人あたり2m<sup>2</sup>を確保して算定する。

## 第4 避難所の確保

市は、風水害等による家屋の倒壊、焼失、流失等により住居を喪失した住民等を収容するための避難収容施設をあらかじめ選定、確保し、整備を図る。

この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えられる施設とする。また、地域の状況により必要な場合は、民間施設についても「避難所」として提供を要請していく。

### 1 避難所の選定要件

- (1) 「第2 避難場所の確保」で示した条件を満たすところに建っている施設であること。
- (2) 救援、救護活動を実施することが可能であること。
- (3) 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- (4) その他被災者が生活する上で市が適当と認める場所であること。
- (5) 面積は収容人員一人あたり原則として2 m<sup>2</sup>とする。

### 2 避難所の管理

- (1) 避難所の管理責任者をあらかじめ定める。
- (2) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備する。
- (3) 避難者数を想定して、必要最小限の水、食料、毛布等の備蓄に努める。
- (4) 運営に必要な事項についてあらかじめマニュアル等を作成する。
- (5) 学校等教育施設を避難所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。
- (6) 指定した避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。
- (7) 高齢者、障害者等の災害時要援護者が安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を、必要に応じてあらかじめ指定する。
- (8) ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ指定する。

### 3 備品類の備蓄等

各小・中学校等に防災倉庫を設置し、避難所の開設・運営に必要な備品類の備蓄を進める。なお、被害の状況により指定する避難所のみでは収容できない場合に備えて、県その他関係機関・団体・事業所等の協力を得て、避難のための施設の提供・確保、野外受入れ施設用資材（テント・ビニールシート等）の確保・調達のための体制の確立に努める。

## 第5 避難路の確保

### 1 避難路の指定

市は、避難場所、避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること。(6 m以上が原則)
- (2) 万一に備えた複数路の確保。
- (3) がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。

市は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

### 2 避難路等の整備

- (1) 各地域における市民等の円滑な避難を確保するため、市道及び生活関連道路の整備を進めるとともに、夜間における安全避難や災害時要援護者の安全避難に配慮した誘導標識等の整備を順次進める。
- (2) 避難所等の周辺地区について、安全避難の確保の観点から、誘導標識の整備、不燃化や緑化の促進等の施策を面的環境整備として進める。

## 第6 避難計画の整備

### 1 市は、下記の事項に留意して避難計画を整備する。

- (1) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難場所の名称、所在地、収容人員
- (3) 避難所の名称、所在地、収容人員
- (4) 避難路及び誘導方法

### 2 学校、保育所及び幼稚園の校長等は、あらかじめ避難要領等を作成し、その内容を周知徹底させるため、各関係機関の協力を得て、防災教育、訓練を行う。

### 3 病院、デパート、公民館等不特定多数の人が集まる施設の管理者は、利用者や従業員の安全確保のため、防災の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を作成し、従業員等への防災教育、訓練を行うよう努める。

## 第7 避難に関する広報

市は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、浸水想定区域、避難場所、避難所、避難路等を記載した洪水ハザードマップ及び土砂災害警戒区域、特別警戒区域、避難場所、避難所、避難経路を掲載した土砂災害ハザードマップ、風水害等発生時の行動マニュアルなどを作成し、市民等へ配布する。

また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、防災行政無線等の整備を推進する。

## 第8 応急仮設住宅対策

市は、応急仮設住宅を集合的に建設できる公有地等の用地をあらかじめ選定するとともに、仮設住宅の確保に努める。なお、応急仮設住宅の建設については、登米市大工組合連合会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、実施する。